

# 尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例

昭和39年4月1日

条例第27号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立弥生ヶ丘斎場(以下「斎場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 葬儀式場施設の提供及び火葬に関する業務を行うため、市に斎場を設置する。

2 斎場の位置は、尼崎市弥生ヶ丘町1番1号とする。

(昭42条例49・昭56条例35・一部改正)

(利用の許可)

第3条 斎場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、葬儀式場を利用しようとする者(以下「葬儀実施予定者」という。)がその葬儀の対象者を火葬するために火葬場の利用に係る前項の許可を受けた場合に限り、当該葬儀実施予定者に対して葬儀式場の利用に係る同項の許可をすることができる。

(平25条例28・一部改正)

(使用料)

第4条 前条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平25条例28・一部改正)

(原状回復義務等)

第5条 自己の責めに帰すべき事由により斎場の施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(昭42条例49・追加、平25条例28・一部改正)

(斎場の管理)

第6条 斎場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平21条例2・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平21条例2・追加)

(指定管理者の選定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、斎場の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 斎場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 斎場の管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、斎場の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

**第9条** 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(平21条例2・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

**第10条** 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 火葬に関すること。
- (2) 利用許可、その取消しその他斎場の利用に関すること。
- (3) 斎場の利用に係る使用料の徴収に関すること。
- (4) 斎場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務

(平21条例2・追加、平25条例28・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

**第11条** 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、斎場の管理を行わなければならない。

(平21条例2・追加)

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか、斎場の管理について必要な事項は、規則で定める。

(昭42条例49・一部改正、平21条例2・旧第6条繰下・一部改正)

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(尼崎市火葬場使用料条例の廃止)

2 尼崎市火葬場使用料条例(昭和25年尼崎市条例第52号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際、旧条例の規定に基づいてなされた許可その他の処分は、この条例の相当規定に基づいてなされた許可その他の処分とみなす。

4 この条例施行の際、旧条例の規定に基づいて徴収すべきであった使用料は、なお従前の例による。

**付 則**(昭和42年12月25日条例第49号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和43年1月19日規則2で、昭和43年2月1日から施行)

**付 則**(昭和56年10月1日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項に係る改正規定は、昭和56年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった斎場の利用に係る使用料について適用し、同日前に申請のあった斎場の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 昭和57年4月1日以前の斎場の利用に係る使用料については、改正後の条例別表中「1,600円」とあるのは「1,200円」と、「800円」とあるのは「600円」と、「400円」とあるのは「300円」とする。

**付 則**(昭和62年12月25日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成5年3月31日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成9年12月24日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成16年3月26日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成21年1月6日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の次に5条を加える改正規定(第7条及び第8条に係る部分を除く。)は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月30日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成25年3月26日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の遺体保管庫の利用許可の申請(以下「申請」という。)に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表

(昭42条例49・全改、昭56条例35・昭62条例44・平5条例21・平9条例37・平16条例25・一部改正、平22条例23・平25条例28・全改)

区分	使用料	
	単位	金額
葬儀式場	1回	5,200円
火葬場	大人1体	13,200円
	小人1体	6,600円
	死産児1体	3,300円
	胞衣、産汚物又は人体の一部1個	1,500円
遺体保管庫	1体1日1回	3,000円
<p>摘要</p> <p>1 葬儀式場の利用時間が2時間を超える場合の使用料の額は、1,000円にその超える時間(以下「超過時間」という。)(超過時間が1時間に満たないとき又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、これらを1時間とする。)の時間の数値を乗じて得た額に5,200円を加えて得た額とする。</p> <p>2 本市内に住所を有しない者が利用する場合(死亡の当時本市内に住所を有していた者の葬儀又は火葬のために利用する場合を除く。)の使用料の額は、利用許可を受けた利用回数等及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額の2倍(火葬場にあつては、4倍)とする。</p>		

備考

- 1 「大人」とは、死亡の日において12歳以上であった者をいう。
- 2 「小人」とは、大人及び死産児以外の者をいう。
- 3 「1日」とは、午前0時から翌日の午前0時までをいう。